

令和7年度

いじめ防止基本方針

I	はじめに	P 1
II	本校のいじめ問題に対する基本姿勢	
III	いじめの定義	
IV	組織	P 2
V	いじめの未然防止	P 3
VI	いじめの早期発見	P 5
VII	いじめの対応	P 7
VIII	重大事態への対応	
IX	研修	P 8
X	P D C Aサイクル	P 9

さいたま市立大宮南小学校

令和7年度 さいたま市立大宮南小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の学校教育目標「心もからだも健康な子」を実現するため、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「さいたま市立大宮南小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」という）を策定する。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 すべての教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない校風を醸成する。教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合はすみやかに、学校いじめ対策委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 いじめられている児童の早期発見に努め、いじめられている児童を徹底して守り通す。特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめの早期解決に向けて、保護者、地域及び関係機関と連携・協力して、いじめの防止及び事後指導にあたる。いじめる児童に対して、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。また、日々の授業を充実するとともに、生命尊重「いのちの支え合い」や教師自らの体験を語ることなどを通して、「希望をはぐくむ教育」を推進する。
- 5 児童一人ひとりの自己存在感を高め、児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。たとえ、「けんかやふざけあい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。なお、いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目 的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

（2） 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、保健主事

※ 必要に応じて、PTA会長、学校運営協議会委員、大宮南中学校代表（校長等）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、臨床心理士、学校地域連携コーディネーター、チャレンジスクール関係者、警察関係者等、構成員以外の関係者を招集できる。

（3） 会 議

ア 定例会 年間2回程度（6月、2月）

イ 校内委員会 毎月1回（生徒指導委員会と兼ねて開催）

ウ 臨時会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

（4） 内 容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

2 子どもいじめ対策委員会

- （1）目 的 いじめをしない、許さない意識を高め、児童の側からの主体的な取組を企画・実行するため、子どもいじめ対策委員会を設置する。
- （2）構成員 代表委員
- （3）時 期 各学期1回程度(代表委員会と兼ねて開催)
- （4）内 容 ・仲間意識を高める児童会活動の企画・立案・実施
・いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びあいさつキャンペーンの実施

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

学習指導要領総則第1 教育課程編成の一般方針に基づき、道徳教育の充実を図る。

- （1）教育活動全体を通して
 - ・ 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - ・ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- （2）道徳の時間を通して
 - ・ 「いじめ撲滅強化月間」に、「B 主として人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童の実態を踏まえ、次の内容について取り組む。

- ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・ 児童会を中心として児童による、いじめ撲滅を目指したあいさつキャンペーンの展開
- ・ 校長等による講話
- ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・ 学校だよりやP T A広報誌等による家庭や地域への啓発活動
- ・ 全児童対象の簡易アンケートの実施
- ・ 6年 スクールロイヤーによるいじめについての特別講義

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ・「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- ・教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- ・「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気学級の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

全学年で「いのちの支え合い」を学ぶ授業について、指導計画に位置付け実施する。

- ・第1学年 「困ったときは言ってみよう」
- ・第2学年 「困っている友達の力になろう」
- ・第3学年 「いやな気持ちを伝えよう」
- ・第4学年 「友達の助けになろう」
- ・第5学年 「悩みと上手につき合おう」・・・養護教諭を指導者に、悩んだ時の相談の仕方
- ・第6学年 「友達のよき相談相手になろう」・・・さわやか相談員を講師に、友だちからの相談の聞き方

5 メディアリテラシー教育を通して

「携帯・インターネット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しく携帯電話やインターネットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- ・第6学年 「携帯・インターネットの正しい使い方を知ろう」
※必要に応じて保護者への参観も可とし、啓発を行う。

6 「さいたま市子ども会議」(大宮南中学校区ブロック会議)

大宮南中学校の生徒会役員と本校の児童会役員が合同で会議を行い、いじめの問題を他人事ではなく自分たちの身の周りの問題としてとらえ、よりよい学校生活を送るための方策を企画し、実践する。

7 「いじめ防止シンポジウム」

さいたま市の小・中・高・特別支援学校の代表が一堂に会し、いじめをさせないためにできること、いじめが起きたときにできることについて考える。さいたま市が一丸となって、いじめ防止に取り組んでいることを児童が実感することで、本校でのいじめ撲滅運動の機運を高める。

8 「心を潤す4つの言葉推進運動」

児童会を中心に全校児童で、「南小あいさつキャンペーン」を実施する。担当児童（クラス）が登校時に校門に立ち、児童に向けて進んであいさつすることで「心を潤す4つの言葉」の推進をしていく。

9 「教育相談週間」

10月と1月に児童全員に対して、相談活動を実施する。児童が発するサインを早期に発見し、対応・支援をしていく。

10 スクールロイヤーの活用

スクールロイヤーによる児童へ向けた特別講義を実施する。児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取り組みを行う。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

児童のささいな変化を見逃さず、いじめであるかどうかの判断は、組織的に行う。

- ・ 発表したとき、嘲笑やからかいが起きる。
- ・ ボール運動の時、パスがまわってこない。
- ・ 実験道具等を一人で片付けている。
- ・ ミシン等の道具の順番がなかなかまわってこない。
- ・ 給食の時、机が離されている。
- ・ 掃除の時、机がいつまでも運ばれない。
- ・ 特に用事がないのに、職員室や保健室によく来る。
- ・ 他の児童より早く登校する。
- ・ 遅刻や欠席が多くなる。
- ・ うつむきがちで視線を合わせようとしない。
- ・ 物を隠される
- ・ 教科書等に落書きされる。

(1) 健康観察

一人ひとりの児童の表情や声の調子を確認しながら、呼名による朝の健康観察を行う。

(2) 授業中

授業への参加態度、表情、発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。また、学級全体の児童の様子や雰囲気の変化を的確に把握するように努める。

(3) 休み時間、給食・清掃時間、登下校等

孤立している子がいないか、嫌がることをされている子がいないかなど、できるだけ現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 年間3回(4月、9月、1月)
低学年も簡易アンケートを実施
※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、記録をとり保存する。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

3 「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 「心と生活のアンケート」「長期休業前アンケート」以外にも、いじめに関する簡易アンケート(原則、無記名式アンケート、保護者アンケートを実施する場合は、記名式アンケート)を実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、教育委員会に速やかに報告するとともに、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談(「南っ子相談日」の実施)

- (1) 年7回 教育相談日を設定し、保護者が相談できる体制を整える。
- (2) 教育相談日 毎月1回(水曜日)、計画的に行う。
※ 個人面談がある月は、個人面談で相談に乗る。教育相談日に関わらず、毎日が教育相談日であることを保護者会等で周知する。
- (3) 2学期、3学期「心と生活のアンケート」実施後「教育相談週間」を設け、全児童と担任が面談を行う。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 年間1回(11月) ※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童及び保護者と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

6 地域からの情報収集

- ・ いじめ対策委員会の構成員に地域の方を位置付ける。
- ・ 青少年育成会や社会福祉協議会等、地域の会合に出席して情報の収集を図る。
- ・ 放課後チャレンジスクールや土曜チャレンジスクールの指導員、防犯ボランティア等と連携し、児童に係る情報の収集に努める。
- ・ 中学校との情報の共有化を図る。

VII いじめの対応

学校の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告する。学校は「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 1 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、いじめ対策委員会を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
- 2 教頭は、校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
- 3 教務担当者は、校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。
- 4 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 5 学年主任は、当該学年の児童の情報収集を行う。また、必要に応じて、担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 6 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 7 教育相談主任は、アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 8 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 9 養護教諭は、いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。
- 10 スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- 11 スクールソーシャルワーカーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等への支援を行う。
- 12 保護者は、家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。
- 13 地域住民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

重大な事態とは、

1 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

2 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

- 1 いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- 2 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

○ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

1 学校を調査主体とした場合

- ・ 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・ 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- ・ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ・ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ・ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

2 教育委員会が調査主体となる場合

- ・ 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、複数回研修を実施する。

1 職員会議、生徒指導委員会

- ・ 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- ・ いじめに係る情報交換
- ・ 取組アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- ・指導方法の改善に係る研修・・・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る授業、コミュニケーション力向上を図る授業、授業規律等
- ・児童理解に係る研修・・・・・・生徒指導、教育相談、特別支援教育等
- ・情報モラルに係る研修

X PDCAサイクル（令和7年度）

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）
 - ・検証を行う期間は、学期毎とする。
- 2 いじめの問題に関する校内研修の開催時期
 - ・4月：生徒指導に係る伝達研修
 - ・6月、2月：いじめ対策委員会の実施
 - ・8月：いじめの防止に係る研修
 - ・8月：人権教育に係る研修
 - ・8月：教育相談・特別支援教育（児童理解）に係る研修
- 3 上記については、点検や見直しを行い、状況に応じてその都度変更・対応を行う。